

令和3・4年度

坂戸市建設工事競争入札参加資格者格付要領

令和3・4年度の坂戸市競争入札参加資格者（建設工事）の級別格付は、坂戸市建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成11年坂戸市告示第6号）第8条の規定に基づき、次のとおり行なっています。

1 資格審査数値

格付けに用いた資格審査数値は、次の「客観点」と「主観点」の合計値です。

- (1) 客観点……資格審査申請に用いた経営事項審査結果の申請業種ごとの総合評点（P点）です。官公需適格組合が特例計算の申請をした場合はその数値となります。
- (2) 主観点……工事完成検査成績点及びISOの認証取得状況の合計点です。
 - ① 坂戸市が発注した設計額130万円を超える額の建設工事で、平成30年度・31年度に実施した工事完成検査の評点を用いています。算出方法は次のとおりです。

工事完成検査の評点から基準点である65点を差し引いた数値を基本とし、総評点が80点以上と65点以下については控除した数値を2倍とします。評点省略工事については、一律5点とします。

同一業者が同一業種の工事を複数請負った場合の評点は、その平均値とします。この場合、端数が生じたときは四捨五入します。
 - ② ISO9001（品質マネジメントシステム）を認証取得している者は20点、ISO14001（環境マネジメントシステム）を認証取得している者は10点とします。

2 格付基準

前記の資格審査数値（主観点＋客観点の合計値）により、下記のとおり格付けをしています。

令和3・4年度 格付基準

格付 業種	A級 (以上)	B級 (以上～未満)	C級 (以上～未満)	D級 (未満)
土木一式工事	800点	650～800点	580～650点	580点
建築一式工事	800点	700～800点	600～700点	600点
舗装工事	750点	650～750点	580～650点	580点
上記以外	800点	700～800点	600～700点	600点

(参考) 建設工事の発注標準

格付 業種	A級 (以上)	B級 (以上～未満)	C級 (以上～未満)	D級 (未満)
土木一式工事	3,000万円	1,500～3,000万円	500～1,500万円	500万円
建築一式工事	3,000万円	1,500～3,000万円	500～1,500万円	500万円
舗装工事	1,500万円	1,000～1,500万円	500～1,000万円	500万円
上記以外	その都度、市長が定める額			

※ 1級上下級の選定ができる場合があります。

3 参加資格の有効期間

令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間で、有効期間中の格付変更は行いません。

4 坂戸市競争入札参加資格者名簿の公開

資格者名簿は、坂戸市ホームページの「入札・契約情報」及び坂戸市役所財政課の窓口（3階）で一般に公開（閲覧）しています。資格者名簿の写しをご希望の方は、坂戸市情報公開条例施行規則の規定により、名簿1ページあたり10円でお受けいたします。

5 登録事項の変更

登録事項に変更が生じた場合は、埼玉県電子入札共同システムにて変更事項を入力後、証拠書類を共同受付窓口（埼玉県総務部入札審査課）まで提出してください。ただし、登録業種の変更、追加はできません。

6 資格者名簿からの抹消

- (1) 資格者名簿に登載された者が、次のいずれかに該当する者となったときは、その者を資格者名簿から抹消します。
 - ① 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者
 - ② 地方自治法施行令第167条の11第1項で準用する同令第167条の4第2項の規定により市の指名競争入札に参加させないこととされた者
 - ③ 死亡（法人においては解散）してから90日を経過したとき
 - ④ 金融機関に取引を停止されたとき
 - ⑤ 独占禁止法第3条（不当な取引制限）又は第8条第1項第1号（事業者団体による競争の制限）の規定に違反して公正取引委員会から告発、排除勧告又は審判開始決定を受けた場合で、極めて悪質であると市長が認めるとき
 - ⑥ 刑法第96条の6（公契約関係競売等妨害）の規定により逮捕又は逮捕を経ずに起訴された場合で、極めて悪質であると市長が認めるとき
- (2) 資格者名簿に登載された者が、次のいずれかに該当するときは、その者を資格者名簿から抹消することがあります。
 - ① 申請者に係る事項についての変更届又は営業停止命令、営業の休止・再開・廃止、官公需適格組合の証明を受けた者が当該証明を受けられないこととなった届出を怠ったとき。
 - ② 資格審査申請書、各種届出書類、参加資格承継申請書及びこれらの添付書類の記載事項が虚偽であったとき。
- (3) 資格者名簿に登載された者が、次のいずれかに該当するときは、その者を当該業務又は業種について資格者名簿から抹消します。
 - ① 資格者名簿に登録されている業務又は業種の登録・許可を受けていない者となつてから、新たに登録・許可を受けることなく90日を経過したとき。（建設業許可、測量事務所登録、建築士事務所登録など）
 - ② 資格者名簿に登録されている業務又は業種について営業を廃止したとき又は登録名簿から抹消を申し出たとき。

7 経営事項審査結果通知書の提出

坂戸市の競争入札参加資格者登録を行った建設業者は、毎年度、決算ごとに経営事項審査を受審し、その結果通知書を提出（郵送可）してください。入札参加資格者登録の有効期間内であっても、審査基準日（決算日）から1年7か月を経過した経営事項審査結果通知書は無効となります。経営事項審査は、結果通知書が届くまで時間がかかりますので、決算後速やかに手続きを行ってください。



〒350-0292 埼玉県坂戸市千代田一丁目1番1号

坂戸市 総合政策部 財政課 契約・検査係

TEL.049-283-1331（代表）FAX.049-283-3903

ホームページ <http://www.city.sakado.lg.jp/> 「入札契約情報」